

地域経済のために



『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト商談会』の開催

地域金融機関の地方創生への関わりがますます重要となるなか、地域産業活性化のひとつの手段として、2018年9月より、岐阜県内の事業者さまと首都圏の有名バイヤー企業さまとの商談の場を提供する『ぎふブランド』首都圏発信プロジェクト商談会』を開催しています。

この取組みは首都圏での「ぎふブランド」の展開をはかる岐阜県から事業の委託を受け実施しました。県の認定商品である「飛騨・美濃すぐれもの」をはじめとした、岐阜が誇る地域産品等を、当行が強みを持つ「逆見本市型商談会」を通じて、首都圏で事業展開を行う有名企業に採用していただくことを目指すもので、2019年度は株式会社さごう・西武や株式会社小田急百貨店、株式会社サザビリーグなどの大手企業をバイヤーとした商談会を9回開催し、商談件数142件、成約件

数27件と県内事業者の首都圏への進出を支援しました。今後も岐阜県内企業の首都圏をはじめとした域外への販路拡大を支援してまいります。



成功事例：
ぎふフェアの様子



成功事例：
和傘の展示・販売



『地方銀行フードセレクション2019』の開催

2019年9月、当行を含む地方銀行55行とリッキービジネスソリューション株式会社が「地方銀行フードセレクション2019」を開催しました。

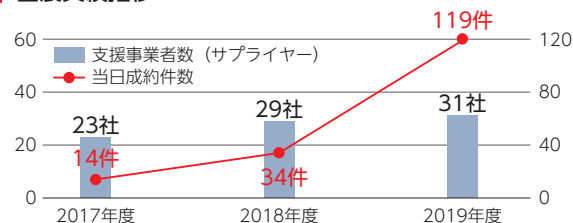
こだわりの逸品や地元特産品を取り扱う食品関連事業者の全国に向けた販路拡大支援を目的に開催したもので、出展社数は1,031社、来場者数は13,412名といずれも過去最高を記録し大盛況の商談会となりました。

当行からの出展社は、平均名刺交換枚数が78枚と多くのバイヤーと商談することができ、当日成約件数が119件となりました。また、「満足」とお答えいただいたのは8割以上と総じて高い評価を得られました。

また、新たな取組みとして、岐阜県内の商工会議所および商工会と連携し、食品関連事業者の出展のサポートを行いました。

今後も、このような取組みにより、地域の食品産業の発展をサポートしていきます。

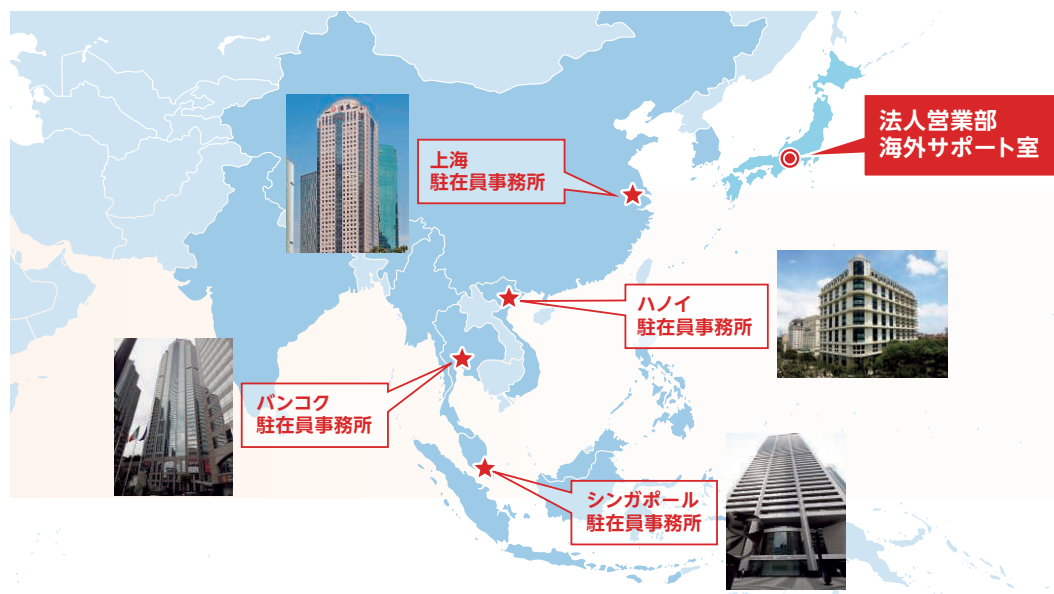
出展実績推移



海外ビジネスサポート

＜当行の海外ネットワーク＞

4駐在員事務所ならびに11か国にまたがる15の提携金融機関による海外ネットワークを活用して、海外販路の開拓や現地生産に向けたサポートを積極的に行うことで、地域の事業者さまとともに新たなビジネスチャンスをつめています。



＜海外ビジネスの支援＞

事業者さまには、「海外での新たな販路や調達先を開拓したい」「アセアンを中心とした生産コストの低い地域で現地生産を行いたい」といった様々なニーズがあります。それらにお応えすべく、2019年度には商談会・展示会、企業交流会、現地勉強会を計14回開催し、約170社の事業者さまにご活用いただきました。



FBC上海2019 ものづくり商談会

＜『現地の今』を地域の皆さまへ＞

海外の最新トピックスや経済動向を地域の皆さまにお伝えする場として、海外駐在員事務所長をメインスピーカーとした『じゅうろくアジア最新事情報告会～駐在員レポート～』を定期的で開催し、最新の海外ビジネス情報を発信しています。



2019年10月に開催した報告会

「ぎふホストタウン祭&観光・物産フェアin名古屋」の開催

2019年11月に、岐阜県と東京海上日動火災保険株式会社（以下、東京海上日動）と協働し「ぎふホストタウン祭&観光・物産フェアin名古屋」を当行名古屋ビルにて開催しました。本イベントは、東京2020オリンピック・パラリンピックのゴールドパートナーを務める東京海上日動が同日に開催した「なごやホストタウン祭」のコラボ企画として開催したものです。



当日は、ビル1階に面した公開空地において「ぎふホストタウン祭」と題し、ホストタウンに関連する各種イベントを開催しました。また、ビル3階では「ぎふ観光・物産フェア」と題し、岐阜県のPRとともに、名産品の販売を行うなど岐阜の魅力を発信しました。多くの方で賑わい、約2,000人の方に足を運んでいただきました。



職員一人ひとりの活躍支援



人材育成の取組み（専門人材の育成）

「M&Aシニアエキスパート」の養成

中小企業の事業承継対策は全国的に喫緊の課題となっており、多様な相談業務に対応できる専門人材の養成を推進するため、「事業承継・M&Aエキスパート」（＝一般社団法人金融財政事情研究会が実施する「金融業務2級 事業承継・M&Aコースの合格者」）の取得を推奨し、2020年3月末現在、合格者数は1,585名に達しました。

また、行内公募により選抜された10名が、2019年12月に事業承継・M&Aエキスパートの上級認定制度である「M&Aシニアエキスパート」養成スクール受講を経て、認定試験を受験し、「金融財政事情研究会認定M&Aシニアエキスパート」として認定を受けており、M&A分野におけるより専門性の高い業務にも対応できる体制を整えています。

新入社員に対する「IT・デジタル研修」の実施

近年、IT・デジタル技術の進展は目覚しく、金融業界を取り巻く環境に大きな影響を与えています。こうした技術の活用には、新しい発想が求められ、若手行員の活躍が特に期待される分野です。

当行では、新入社員研修の期間を、2017年度より3か月に拡大し、業務知識の習得だけでなく、社会人としての基礎力や人間的な成長も含めた幅広い分野を学ばせることで、お客さまの課題に真摯に向き合える人材を育成しています。

かかる中、2019年度の新入社員研修では、IT企業に長期間派遣された経験を持つ行員が講師となり、IT・デジタル技術について学びました。入行後間もない段階から、キャッシュレスや店舗運営への活用法を検討することで、IT・デジタル分野の重要性・有効性を理解し、新しいビジネスモデルを構築する基礎力を身に付けました。

資格名	人数	資格名	人数
M&Aシニアエキスパート	18	FP技能士1級	71
		公認会計士	1
金融業務2級 事業承継・M&Aコース	1,585	行政書士	21
		司法試験	2
		社会保険労務士	13
金融業務3級 シニアライフ・相続コース	1,740	税理士	2
		宅地建物取引士	179
相続アドバイザー3級	163	中小企業診断士	36
		不動産鑑定士	3
総計	3,506	総計	328



養成スクールの様子



新入社員研修の様子

ダイバーシティの推進

女性活躍に向けた取組み

当行では、東海三県の地方銀行で初の設置となった企業内保育施設「じゅうろくスマイルルーム」をはじめ、「育児休業制度」や「育児短時間勤務」、「時間外勤務の免除」など、育児と仕事を両立する女性のライフスタイルを支える制度の普及により、多くの女性が安心して働ける職場環境が整備されています。

また、2020年4月には6名の女性を営業拠点長および本部課長に登用したことにより、女性拠点長の活躍は営業店だけでなく本部にも広がりを見せています。

加えて、男性の育児参加を目的とした「配偶者出産休暇」の取得率は93.3%となっており、男性の積極的な育児参加もサポートしています。

こうした取組みにより、当行は2020年2月、「ぎふし共育・女性活躍企業」に認定されました。「ぎふし共育・女性活躍企業」とは、岐阜市が2019年10月に新設し

た認定制度で、男女がともに働きやすい職場環境を整えることで、男性の育児参画や女性活躍の推進をはかることを目的としています。

今後も職員一人ひとりがいきいきと活躍できる環境づくりに努めてまいります。



辞令を受けて

正直、本部の課長が私に務まるだろうかと不安はありました。前任の正木支店（岐阜市）で支店長を務めていた時から関わりがある部署でしたので、業務に対するイメージはありました。多様化するニーズや取り巻く環境の変化にどう対応していくのか、立場が変わり責任ある職務をいかに全うしていくのか、毎日がチャレンジです。



個人営業部
資産運用グループ課長
井上 小也佳
(2020年4月より本職)

女性がいきいきと働ける職場

個人向けの資産運用相談においては、お客さまに接するうえで、きめ細かな気配りなど女性ならではの強みが必要とされており、女性が真に活躍できる職場だと思っています。また、十六銀行には、女性が安心して勤められるよう、育児と仕事を両立できるための様々なサポート制度があります。私も育児を経験してきましたが、家族の協力や職場の理解もあり、女性が働きやすい環境だと思います。

ダイバーシティの推進

何より、職場で半数以上を占める女性がいきいきと活躍できることが企業の価値向上に繋がります。管理職という立場では、様々な価値観を受け入れ、グループのみんなが活躍できる環境を整えるとともに、私自身も新しい取組みにどんどんチャレンジする、そんな課長を目指しています。

ワークライフバランスの推進

当行では、職員とその家族が心身ともに健康であることが重要と考え、2019年10月に「十六銀行 健康宣言」を策定し、定期健康診断受診の徹底や健康保険組合と連携した健康増進活動の実施のほか、相談窓口利用によるメンタルヘルスケア体制の充実にも取り組んでいます。

また、休暇制度の利用促進や、1週間連続で定時退行を敢行する「フレッシュアップウィーク」を毎月実施すること等で、時間外勤務を削減し、職員一人ひとりの余暇の充実や家庭と仕事の両立を進めています。

こうした取組みにより、当行は2020年3月、経済産業省および日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」で、「健康経営優良法人2020（大規模法人部門）」に認定されました。



環境保全活動

当行は、2013年4月に定めた環境方針に基づき、本部各部、営業店において毎年環境目標を設定して環境活動に取り組み、PDCAのマネジメントサイクルのシステム化をはかることで、環境保全への取り組みを継続しています。

役職員一人ひとりの環境意識の向上をはかる啓発・教育も含め、事業活動を通じて環境活動に誠実に取り組むことで、持続可能な地域社会の形成に貢献するとともに企業価値の創造につなげてまいります。

環境方針

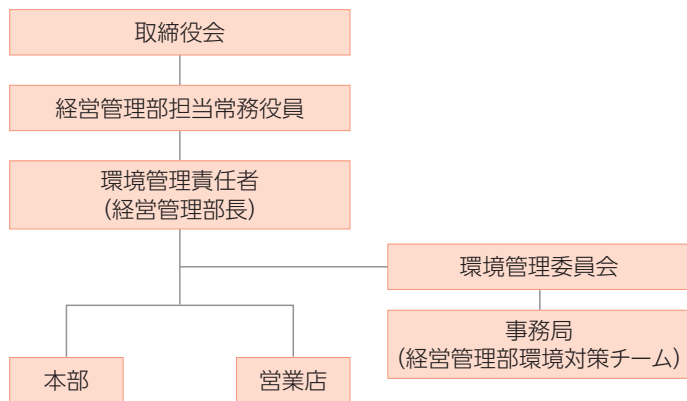
基本理念

十六銀行グループは、環境保全への取り組みを社会全体で果たすべき責務であると認識し、地域社会に奉仕する良き企業市民の責任として、事業活動を通じて環境問題に誠実に取り組むことで、持続可能な社会の形成に貢献するとともに企業価値の創造につなげます。

行動指針

- 1 環境関連の法律、規則、協定等を遵守します。
- 2 環境保全への取り組みは経営課題のひとつであると認識し、活動の情報開示に努めます。
- 3 自らの企業活動による環境への影響を正しく捉え、省エネルギー・省資源等の環境負荷の軽減に努めます。
- 4 環境に配慮した金融商品・サービスの開発・提供を通じ、お客さまの環境保全の取り組みを支援します。
- 5 長期的な視野に立ち、幅広く社会と連携・協力し社会貢献活動を推進します。
- 6 役職員一人ひとりの環境意識の向上をはかるため、啓発・教育を行います。

じゅうろく環境マネジメントシステム組織図



電気使用量・廃棄紙量の推移

電気使用量 (千kWh)		廃棄文書 (t)
2011年度	21,358	
2012年度	21,597	
2013年度	20,890	
2014年度	20,294	431
2015年度	19,425	368
2016年度	19,050	328
2017年度	19,075	318
2018年度	18,030	318
2019年度	17,085	317

廃棄紙量は、それまでのリサイクルできないシュレッダー処理からリサイクル可能な廃棄処理を進めた結果、2015年度にピークとなり、それ以降、ペーパーレス化によって減少を続けている。

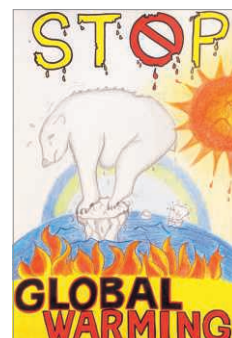
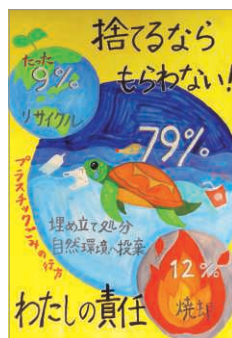
岐阜大学との連携

当行と岐阜大学は、2012年4月に提携した「環境保全における連携に関する覚書」に則って環境活動に連携して取り組んでおり、その環境活動の一環として「エコ活動啓発ポスター」の募集をしています。9回目の実施となる2019年度も岐阜大学教育学部附属小・中学校の児童・生徒に募集を行い、小学校部門・中学校部門ごとに、金賞2作品、銀賞2作品、銅賞2作品、審査員特別賞4作品を決定しました。12月の表彰式では、受賞した児童・生徒一人ひとりに岐阜大学の森脇学長より表彰状が手渡されました。

今後も岐阜大学と連携して環境活動に取り組み、より一層環境保全を広める活動を進めてまいります。

金賞作品

小学生部門：草野 菜さん 中学生部門：尾崎 正汰さん



行政との協働による森林づくり「じゅうろくの森“みたけ”」森林資源保全活動 新入社員研修にて作成した鳥の巣箱を「じゅうろくの森“みたけ”」に設置しました

2017年9月、岐阜県および御嵩町との協働で森林づくりの活動に取り組むことで一致し、岐阜県および御嵩町と、「じゅうろくの森“みたけ”」森林づくりの協定を締結し、2017年11月より森林整備活動を開始、2018年5月には、新入行員を含む120名で、環境モデル都市の御嵩町の取組みを学ぶとともに、森林活動を実施しました。

2019年は、5月に新入社員研修の一環として、御嵩町内の施設にて環境学習および鳥の巣箱作りを行いました。また、同年12月、鳥の巣箱（シジュウカラ用）の設置時期となり、新入社員を代表し1名が巣箱の設置を行いました。

『じゅうろくの森“みたけ”』の概要

協定先	岐阜県および御嵩町
協定名	企業との協働による森林づくり協定
場所	可児郡御嵩町中切地内他（御嵩町有林）
面積	6.71ヘクタール
森の名前	じゅうろくの森“みたけ”
協定期間	2017年9月27日～2023年3月31日
活動内容	森林整備（植栽、下刈り、除・間伐など） 遊歩道整備、環境学習（自然観察会等）等

森林づくりには大きく「植樹」と「間伐」の2種類があります。『じゅうろくの森“みたけ”』では、「間伐」により森林の密度を調節し、林内に陽光が差し込むことで残った樹木の成長や根の発達が進められ風雪害に強い森林をつくること、ならびに多様な動植物の生息・育成が可能となる森林づくりを行っています。

じゅうろくの森“みたけ”における森林づくりの活動や、環境に配慮し、紙の通帳を発行しない無通帳口座（愛称：eco楽）の取扱い開始等の環境活動が岐阜市より評価され、2019年11月に岐阜市環境活動顕彰にて表彰されました。



1 新入社員による巣箱作りの様子
2 新入社員が作成した巣箱
3 新入社員代表による巣箱設置

グリーンボンドへの投資

再生可能エネルギー事業など、地球環境への貢献が期待されるプロジェクト（適格グリーンプロジェクト）に限定する社債投資を積極的に行っております。今後も環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めてまいります。

直近のグリーンボンド投資実績

投資年度	件数	合計金額
2018年度	2件	9億円
2019年度	3件	19億円

地域のボランティア活動

当行は、様々なボランティアの清掃活動をしています。

岐阜県ならびに愛知県内の様々な地域で開催される清掃活動に積極的に参加し、地域住民の皆さまと協力して心豊かな住みやすい地域社会づくりに取り組んだほか、各営業部店が主体となり清掃活動をするなど、地域の環境保全に努めています。

今後も地域の皆さまと密に関わり、より多くのお客さまの笑顔を増やしていけるよう、環境保全活動に継続して取り組んでまいります。

清掃の様子



笠松支店



春日井支店

卓球部の活躍

～地域の皆さまに愛されるチーム作りを目指して～

当行卓球部は1980年の創部以来、皆さまの温かいご支援のもと地道な努力を重ね、日本卓球リーグ実業団連盟に加盟し、女子1部チームとして活躍しています。

2019年9月～10月に開催された「国民体育大会」で7年ぶり4回目の優勝、2019年12月に開催された「日本卓球リーグプレーオフ2019 JTTLファイナル4」で15年ぶりに総合優勝し、2回目の内閣総理大臣杯を獲得するなど好成績を収めました。

競技活動と併せて、地域主催の卓球教室などに積極的に参加し、卓球競技の普及・レベル向上にも努めています。



「じゅうろくプロムナードコンサート2019」の開催

2019年10月、長良川国際会議場メインホール[さらさ〜] (岐阜市)にて、「じゅうろくプロムナードコンサート2019」を開催しました。

同コンサートは、地域社会への貢献活動の一環として、地域の皆さまに芸術・文化に触れていただく機会を提供することを目的に毎年開催しているものです。今回が23回目の開催となり、多数の応募の中から、500組・1,000名さまを無料でご招待しました。

今回は「ボヘミアの自然～祖国への郷愁」と題して、指揮者 大友 直人氏、チェリスト 上村 文乃氏を迎え、チェコを代表する作曲家のスメタナとドヴォルザークの代表作を名古屋フィルハーモニー交響楽団との協演でお楽しみいただきました。

<曲目>

スメタナ：交響詩「モルダウ」(連立交響詩《わが祖国》より)

ドヴォルザーク：チェロ協奏曲 口短調 作品104,B.191

ドヴォルザーク：交響曲 第8番 ト長調 作品88,B.163



公益財団法人十六地域振興財団による地域貢献活動

当財団は、地域の皆さまが取り組まれている地域活性化活動に対し資金助成することを事業としてスタートし、奨学金制度や芸術・文化の支援活動も実施しています。

<粥川愛ピアノリサイタル>

「クララザールじゅうろく音楽堂」は2020年11月に開館5周年を迎えます。これまで20回を超える企画コンサートを開催して、地域の皆さまに様々な音楽をお届けするとともに、貸しホールも毎年30回を超えるご利用をいただいています。

2020年2月には、地元岐阜県出身のピアニスト粥川愛さんによるピアノリサイタルを開催しました。演奏は、クララザールの名前の由来となった、クララ・シューマンとその夫ロベルト・シューマンなどの曲目で構成され、2時間近くわたる熱演でホールは感動に包まれました。

これからも芸術・文化をとおして、地域の皆さまのご期待にお応えしていきます。



コーポレート・ガバナンス

当行は、経営上の組織体制やその仕組みを整備することでコーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。

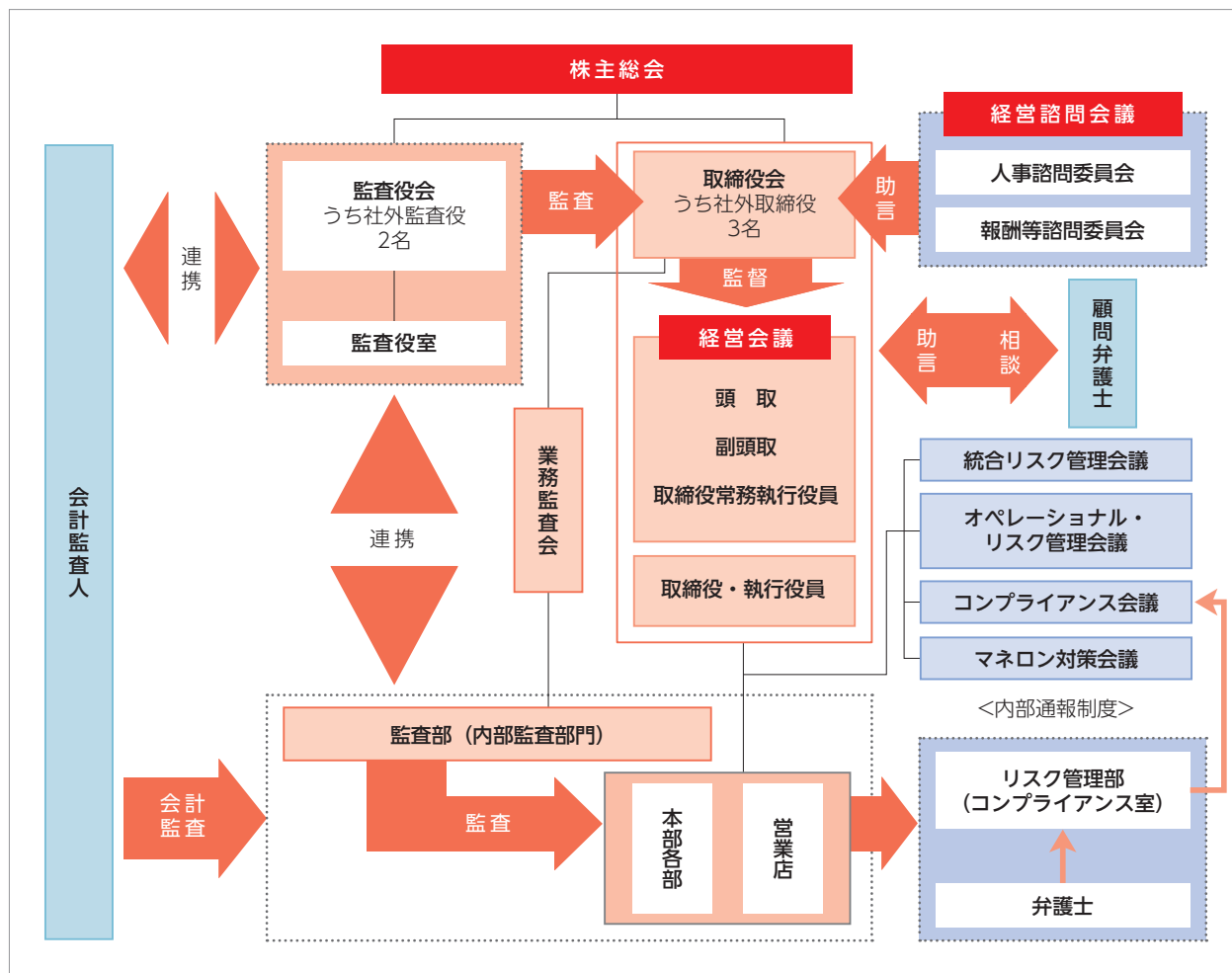
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、あらゆる面での健全性に対する信頼の確保が金融機関経営において欠くことのできない要件であると考えております。このための基礎となるのが、経営上の組織体制やその仕組みであり、これを整備してコーポレート・ガバナンスの充実はかかるとは、最も重要な課題のひとつであると位置づけております。

なお、会社法施行に伴い、当行は、2006年5月24

日に開催された取締役会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定して以降、適時適切に見直しをするなど、当行の業務ならびに当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制の整備および継続的な改善に努めております。かかる「基本方針」に則り、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを推進してまいります。

● コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況



取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名（2020年6月19日現在）で構成され、原則月1回以上開催し、法令で定められた事項および経営に関する重要事項について協議決定するほか、会社法第363条第2項に基づき、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告し、取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会における意思決定の一層の透明性および公正性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外者を過半とする経営諮問会議を設置しております。

当行は執行役員制度を採用し、取締役会が選任する執行役員が責任をもって担当部門の業務執行に当たる体制とすることによって、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定を行うことを可能としております。日常業務運営における重要事項については、取締役頭取、取締役副頭取および取締役常務執行役員で構成される経営会議を設置し、迅速かつ果敢な意思決定を可能とする体制としております。また、業務監査会を設置し、取締役会による業務執行の監督機能を補強することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化をはかっております。

監査役会は社外監査役2名を含む4名の監査役（4名のうち2名は常勤監査役、2020年6月19日現在）で構成され、監査役会を原則毎月1回開催しておりますほか、監査役の業務を補助するため、監査役室を設けており、経営の業務執行に対する客観的な監視・監査機能の確保をはかっております。

当行は、監査部において内部監査を実施するとともに

に、年1回以上、内部管理態勢の整備・運用状況に関する外部からの意見を求めており、その客観的な評価をもとに、内部管理態勢の充実に努めております。また、コンプライアンス態勢をより強化するため、「内部通報制度」を設けており、社外の弁護士を通報先とするなど、本制度の実効性確保に努めております。

リスク管理体制につきましては、頭取を議長とする「統合リスク管理会議」（原則3か月に1回開催）、「コンプライアンス会議」（原則毎月1回開催）、「マネロン対策会議」（原則毎月1回開催）、リスク管理部担当常務役員を議長とする「オペレーショナル・リスク管理会議」（半期に1回以上開催）を設置のうえ、業務運営状況の適切性をレビューするとともに、不測の事態が発生することのないようリスク管理に努めております。

加えて、6名の弁護士と顧問契約を結び、法律に関する相談のほか、必要に応じ各種のリーガルチェックを受けております。

また、サイバー攻撃、自然災害の激甚化および新型コロナウイルスや新型コロナウイルス等の感染症の流行・収束の長期化に起因するリスクについては、それぞれにリスク事案を想定した業務継続計画を策定し、初動対応訓練を適宜実施するなど事業継続に向けた体制整備に努めております。

会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼し（2020年6月末現在）、適切な情報開示に基づく正確な監査を受けております。

今後につきましても、一層コーポレート・ガバナンスの充実に努め、行動・財務両面での健全性向上に努めてまいります。

内部統制システム構築に関する基本方針

当行では、以下に記載する基本方針に基づき、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、「基本方針」において、「金融機関としての公共的使命を遂行することによって地域社会に奉仕すること」、「広い視野に立ち、つねに合理性を貫き堅実な経営により発展をはかること」を定めている。
- (2) 当行の取締役および執行役員は、これを履行および実践するため、「倫理規程」、「コンプライアンス方針」をはじめとする各種の規程を定め、これらの規程に則って経営にあたることにより、法令および「定款」を遵守する。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための態勢を整備する。

- (3) 当行子会社は、各社の事業内容、規模等に応じて定める「基本方針」および「経営理念」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、「倫理規程」および「コンプライアンス規程」を定め、法令等を遵守し、社会規範を尊重して行動する。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

業務の執行状況の効率的な検証を確保するため、職務の執行に係る情報および文書（含、電磁的記録）の取扱いに関する規程を定め、実施および管理するとともに、必要に応じて、かかる規程の遵守状況を検証し、見直しを行う。

また、取締役および監査役が、必要な時にこれらの情報および文書等を閲覧することができる体制を確保する。

3. 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当行は、リスク管理を経営の健全性および安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、「統合的リスク管理規程」をはじめとする各種リスクに関する規程を定め、当行および当行子会社にかかるリスクを網羅的および統括的に管理する。これらの規程に従って、適切にリスクの計測および評価ならびにリスク管理態勢の改善を行う。主要なリスクについては、定期的に第三者による外部評価を取得し、不断にその改善をはかる。
- (2) 当行は、リスクを統括する部署を定めるとともに、リスクごとに主管する部署を明確化し、リスク管理の実効性を確保する。また、頭取を議長とする統合リスク管理会議およびマネロン対策会議ならびにリスク統括部署の担当取締役を議長とするオペレーショナル・リスク管理会議等の組織体制を整備し、リスクの状況およびその管理状況については、定期的にまたは必要に応じて随時、取締役会に報告または付議する。
- (3) 当行において管理すべきリスクは次のとおりとし、新たに認識したリスクについては、取締役会においてすみやかに対応する部署を定める。
 - ①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク、④オペレーショナル・リスク、⑤マネー・ローダリングおよびテロ資金供与リスク、⑥その他経営に重大な影響を与えるリスク
- (4) 当行子会社は、リスク管理会議を設置のうえ、リスクを適正かつ統合的に管理するものとし、リスク管理上問題がある事案を当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社のリスク管理状況等を把握すべく監査を実施する。

4. 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当行の職務の執行は、「基本方針」および「行動指針」を機軸とし、経営計画およびこれに基づく半期ごとの経営方針等を策定して行う。
- (2) これらの計画等の進捗状況は、適時に取締役会に報告し、必要に応じて所要の対応を行う。
- (3) 当行において取締役会に付議すべき事項については、「取締役会規程」等により明確化するとともに、十分な検討を確保するため、重要事項については、必要に応じて、役付取締役等で構成する経営会議の協議を経るものとする。また、「業務決裁権限規程」等において、業務の重要性等に応じて下位者に対する適切な権限委譲を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかることとする。

- (4) 当行は、当行子会社との連携を強化し、情報共有を促進するなかで、諸問題の効率的な解決をはかるため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。

- (5) 当行は、トップマネジメント、組織およびリスク管理等に関する規程を定め、当行子会社にこれらに準拠した態勢を効率的に構築させるため、必要な情報提供を行う。

5. 当行および当行子会社の使用人の職務の執行が法令および「定款」に適合することを確保するための体制

- (1) 当行は、法令等遵守を業務の最重要事項の一つに位置づけ、「倫理規程」および「コンプライアンス方針」等の規程を定めるとともに、統括管理する部署を設ける。また、頭取を議長とするコンプライアンス会議を組織し、コンプライアンスに係る諸問題への対応にあたる。
- (2) 当行子会社は、コンプライアンス会議を設置のうえ、社内コンプライアンス態勢を適切に管理および運営するものとし、コンプライアンス違反事案については当行に報告する体制とするほか、当行内部監査部門は、当行子会社の法令等遵守態勢等につき監査を実施する。
- (3) 当行および当行子会社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項についての社内報告体制および社外の弁護士を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反等の早期発見および未然防止に努める。

6. 当行および当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行を中核とする企業集団における適正な業務運営を確保するため、当行子会社との間で内部監査契約を締結し、当行の内部監査部門が業務監査を行う。当行役職員を当行子会社の役員に就任させるなど当行子会社の取締役会への出席等を通じて、当該子会社における業務の状況を監督する。
- (2) 当行と当行子会社との間における不適切な取引等を防止するため、当行経営陣と当行子会社の代表者が定期的に意見交換を行う。
- (3) 当行子会社との取引等にあたっては、取引条件等がアームズ・レングス・ルールに抵触しないか検証する。
- (4) 内部通報制度を当行および当行子会社全体での制度とし、当行子会社の職員等からの通報および相談も可能とする体制とする。
- (5) 当行を中核とする企業集団における財務報告の信頼性を確保するための態勢を整備する。

7. 当行子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- (1) 当行は、当行子会社に役員を派遣し、当行子会社の取締役会において、職務の執行の状況に係る報告を受ける。
- (2) 当行は、当行が定める「グループ会社管理規程」に基づき、当行子会社の業務内容を的確に把握するため、定期的または必要に応じて随時、協議または報告を求める。
- (3) 当行子会社の統括部署および主管部署は、当行子会社の状況を適時適切に把握し、重要と認める事項については、すみやかに当行経営陣に報告するとともに、所要の対応を行う。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設け、適切な人員1名以上を専任の使用人として配置する。当該業務にあたる者の職位、資質、陣容については、監査役会の意見を聴取して決定する。

9. 上記使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動および考課等については、監査役会の同意を必要とする。また、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

10. 当行および当行子会社の役職員が当行の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に対する体制

当行および当行子会社の役職員ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役会および各監査役の要請に応じて、必要な報告および情報提供を行うこととする。この報告および情報提供に係る主なものは次のとおりとする。

- ① 当行の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ② 当行子会社の活動状況
- ③ 当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ④ 当行の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ⑤ 業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
- ⑥ 重大な法令違反等
- ⑦ 内部通報制度の運用および通報の内容
- ⑧ 稟議書等ならびに主要な会議および委員会等の議事録の回付
- ⑨ その他監査役が必要と認めた事項

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および当行子会社は、前項の報告者に対して、報告等を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止するとともに報告者に対して不利な取扱いが行われないよう適切に対応する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役が職務の執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定例会合を持ち、経営上の諸問題や監査役監査の環境整備の状況等について意見交換を行い、監査の実効性が確保できるよう協力する。

リスク管理態勢

リスク管理態勢の充実に向けて

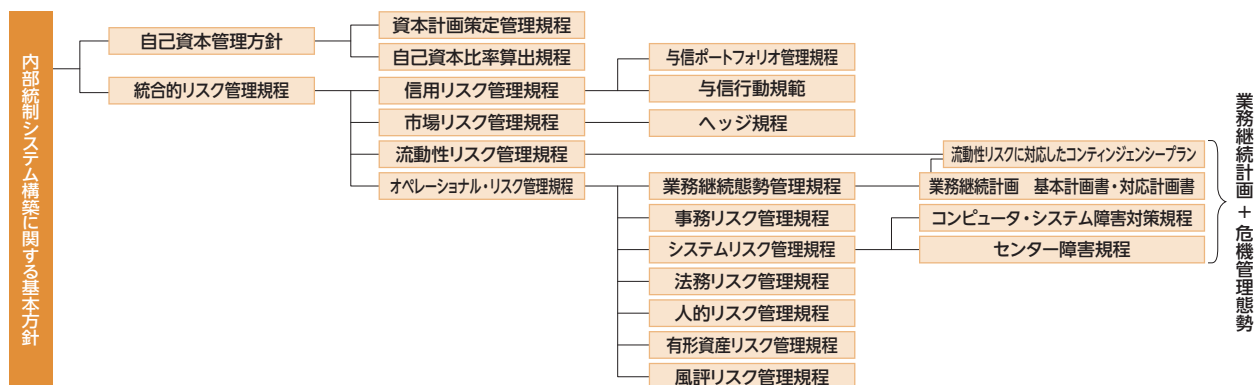
金融機関が抱えるリスクは複雑化・多様化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当行では、リスク管理を経営の健全性、安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、さまざまなリスクに的確かつ迅速に対応するため、「統合的リスク管理規程」を始め各種リスク管理に関する方針および規程を定めています。

また、リスクを統括管理するためリスク管理部を設置するとともに、「方針の策定 (Plan) → 内部規程・組織体制の整備

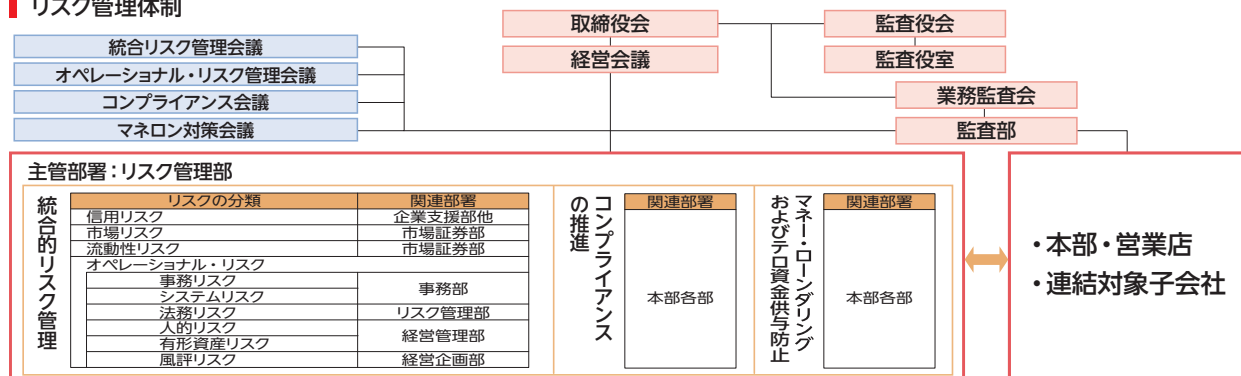
(Do) → 態勢整備の結果の評価 (Check) → 改善活動の実施 (Action)」というPDCAサイクルの実践を通してリスク管理態勢の充実に努めています。

さらに、被監査部門 (本部、営業店、連結対象子会社) を対象にして、被監査部門から独立した監査部による定期的・計画的な内部監査を実施することで、リスク管理態勢が有効に機能していることを検証しています。

リスク管理態勢の方針および関連規程



リスク管理体制



1. 統合的リスク

当行では「統合的リスク管理規程」を定め、統合的リスク管理態勢を構築しています。

さまざまなリスクを個別に管理するだけでなく、さらに一歩進んで、統計的手法により計量化し、「コア資本から一般貸倒引当金を控除したもの」を配分可能資本と定め、配分可能資本の範囲にリスク量が収まるようにコントロールすることで、経営の健全性の確保を目指した統合リスク管理を実施しています。具体的には半期毎の業務計画や市場変動率の予想をもとに、VaR (バリュー・アット・リスク) 等をベースに信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク資本を配分し、各業務部門はリスク資本の範囲内でリターン獲得とリスクのコントロールに努めています。また、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスクについても自己資本対比で評価・管理を実施しています。

これら統合的リスクの状況は、定期的に開催される統合リスク管理会議・委員会において審議され、さらに取締役会等へ報告されることで、必要な施策を機動的に実施する体制としています。

* VaR (バリュー・アット・リスク) 保有ポジションの将来一定期間の最大損失額を過去の実績から統計的手法を用いて算出したもの。信頼水準99%、データ観測期間1年、保有期間は取引種類に応じて10日~1年を使用。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の低下により、保有

している資産の回収可能性が低下し、損失を被るリスクをいいます。当行が保有する資産の信用リスクの変化に適切に対応し、経営の健全性維持および安定した収益を確保することを目的に「信用リスク管理規程」等の各種規程を定め、適切に管理しています。与信先の信用状態や債務履行の確実性を客観的に把握するため、「信用格付」を適時実施し、この結果を信用リスク管理に反映させています。具体的には、「信用格付」をもとに自己査定および貸倒引当金の計上や貸倒償却を行い、資産の健全性の確保に努めています。また、「信用格付」をもとに信用リスク量を定量化し、特定の与信先や特定の業種への与信集中をコントロールしつつ、信用コストに見合う収益の確保に努めることで、与信ポートフォリオの改善をはかっています。

貸出審査については、審査部門を営業推進と明確に分離して、業種別貸出審査体制のもと厳正な審査・管理を行うとともに、個別案件審査にあたっては、資金使途・事業収支計画・投資効果等を検証し、返済財源や計画の確実性・妥当性を十分に検討しています。

また、業況が悪化した与信先については、経営改善支援や事業再生支援を通して、信用リスク改善に向けた取組みを行っています。

3. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価等の市場変動により、当行が損失を被るリスクをいいます。当行はこれら市場リスクについて「市場リスク管理規程」を定め、その中

でリスクのモニタリング、コントロールおよび削減等に係る方針ならびに具体的な取決めについて規定しています。

預貸金の金利リスクや有価証券・デリバティブ等市場リスクについては、リスク管理部が統合管理し、ポジション、評価損益やBPV・VaR等のリスク指標を日次ないし月次で把握・測定しています。さらに資産・負債の総合管理の観点から、統合リスク管理委員会を毎月開催して、金利・株価・為替予測をもとに市場リスクを把握し、予見されるリスクへ対応できる体制としています。

市場関連部署においては、取引を実施する部署（フロント）と事務処理を実施する部署（バック）を分離しリスク管理担当者（ミドル）を配置することにより、相互牽制体制を明確にするとともに、半期毎にポジション額、損失限度額、リスク量を定め、厳格な運営管理を行っています。

* BPV（ベース・ポイント・バリュー）イールドカーブが0.01%変化した場合のポジションの評価損益変動額。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。当行は、これら流動性リスクに対して「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行うことを第一義としています。また、不測の事態に備えては「流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン」を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しています。

5. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当行はこれらオペレーショナル・リスクに対して、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リス

ク・風評リスクに分類のうえ管理を行っています。

これらの管理状況は定期的にオペレーショナル・リスク管理会議において審議され、さらに取締役会に報告されることで、必要な施策を実施する体制としています。

なお、オペレーショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような方針および手続によりリスク管理を行っています。

● 事務リスク

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失等を被るリスクをいいます。当行は、これら事務リスクに対して「事務リスク管理規程」を定めて、銀行業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客さまの信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めています。

● システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。これには、サイバー攻撃によりコンピュータ・システムおよびコンピュータ・ネットワークの安全性が脅かされる「サイバーセキュリティリスク」を含みます。

当行は、これらシステムリスクに対して「システムリスク管理規程」「コンピュータ・システム障害対策規程」および「センター障害規程」を制定し、迅速な障害対応体制の確立に努めています。

また、近年特にその脅威が増大しつつあるサイバーセキュリティ事案に対しては、リスク管理部および事務部に事務局をおく行内対応体制「CSIRT」（シーサート: Computer Security Incident Response Team）を組織し、平常時の警戒と事案発生時の早期収拾にあたることとしています。

さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機の発生に備え、平時より危機管理態勢を構築するとともに「業務継続計画」を定め、危機発生時においても重要な業務の継続ができるよう態勢整備に努めています。

当行は、「リスクを統合的に管理することの重要性」を認識し、今後ともリスク管理態勢の高度化に注力していく方針です。

■ 業務継続計画

近年サイバー攻撃、自然災害の激甚化および新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行に起因するリスクについては、それぞれにリスク事案を想定した業務継続計画を策定し、初動対応訓練を適宜実施するなど事業継続に向けた体制整備に努めております。

「業務継続計画(BCP)」の体系	
業務継続態勢管理規程	当行の業務継続計画、業務継続態勢に関する基本規程
└ 基本計画書	業務継続の一般的な概念、当行方針等の基本事項を定めたもの
└ 危機対応計画書	各リスクに共通的な初動対応や基本的事項を定めたもの
└ 大規模地震対応計画書	地震を想定した計画書
└ 大規模地震対応計画書	(重要業務対応手順書)
└ 大規模地震対応計画書	(「東海地震」対応編)
└ 新型インフルエンザ等対応計画書	[「新型インフルエンザ等」の感染拡大を想定した対応計画]
└ 基幹システム・緊急時対応計画	基幹システムの障害発生時等の対応計画
└ サイバー攻撃対応計画	サイバー攻撃発生時の対応計画
└ 流動性リスクに対応したコンティンジェンシープラン	流動性リスク顕在化等に備えた対応計画

新型コロナウイルス感染症については、上記の「新型インフルエンザ等対応計画書」に基づき、早期に緊急時対策本部を設置し、感染拡大防止、ならびに、生活の維持や事業の継続に不可欠な重要業務の継続を両立させるため、以下の対応を実施しております。

〈主な業務継続・感染予防対策〉

- ・在宅勤務、時差出勤、交代勤務、分散業務の実施
 - ・営業日・営業時間の一部変更、外訪活動の自粛
 - ・店舗内の消毒の徹底、窓口シールドの設置、お客さま同士のソーシャルディスタンスの確保
- あわせて、地域経済活動の維持・支援策として以下の対応を実施しております。

- ・事業者、住宅ローン利用者を対象とした新型コロナウイルスに関する「なんでもご相談窓口」の設置
- ・新型コロナウイルス対策「じゅうろく補助金・助成金Webセミナー」の開催
- ・実質無利子融資制度等を活用した融資支援
- ・劣後ローンを活用した融資支援
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う住宅ローン条件変更特例扱いの一部手続き簡素化

コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢の充実に向けて

当行は信用を生命とする金融機関として、高い企業倫理の構築と遵法精神の徹底により、社会からゆるぎない信頼を得ていくことを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、法令等遵守に努めています。

コンプライアンス重視の企業風土の確立

第15次中期経営計画におきましても、「コンプライアンス体制の一層の高度化」を掲げて、さらなるコンプライアンス態勢強化に努めています。

組織体制	
コンプライアンス会議	頭取を議長とし、常務役員および関連各部の部長で構成。コンプライアンスに関する諸問題を検討・審議し、必要な対応を指示。
リスク管理部コンプライアンス室	コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス・プログラムを推進するほか、コンプライアンス会議の事務局を務める。
監査部	監査等において、各部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査する。
各部署	各部署にコンプライアンス担当者を任命。コンプライアンス担当者は、日常的に各部署のコンプライアンス状況をチェックする。



更なるコンプライアンスの充実を目指して～知識・意識向上への取組み

当行では、これまで構築してきたコンプライアンス体制の一層の高度化を目指し、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、実践しています。

具体的には、各部署において定期的にコンプライアンス勉強会を開催するほか、各種研修においてコンプライアンスに関するカリキュラムを実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上およびコンプライアンス重視の企業風土の定着に努めています。

また、職員相互の牽制機能の向上および情報の早期吸い上げによるコンプライアンス違反の自律的解決を目的として、外部の弁護士を通報・相談窓口に加えるなど内部通報体制の充実・整備をはかっています。

当行は、皆さまの信頼にお応えし、高い公共性を有する金融機関としての使命を全うするため、今後ともコンプライアンス態勢の一層の充実をはかってまいります。

顧客保護等管理態勢

当行は、2007年9月に顧客保護等管理に向けた体制の整備・確立のため「顧客保護等管理方針」を定めました。従来のコンプライアンスやリスク管理の一環として実践してきた内容を改めて方針とすることにより、お客さま本位の経営に対する取組みの充実に取り組んでいます。同方針では、

- ① お客さまに対する商品・サービス等の適切な説明および情報提供
- ② お客さまからの要望・相談・問い合わせや苦情等への適切な対処
- ③ お客さまに関する情報の適切な管理
- ④ 外部委託業務の適切な管理
- ⑤ お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の適切な管理

により、お客さまの保護および利便の向上をはかることを目的としています。

情報セキュリティ・お客さまの情報管理

当行は、事業活動を遂行していくうえで、お客さま情報の安全管理が最重要課題のひとつであると認識しています。

お客さまの情報については、外部への漏洩や、紛失、改ざんおよび災害による消失等のさまざまなリスクを十分認識したうえで、こうした脅威から保護するため、「情報セキュリティ管理規程」を制定するとともに、「個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）」を対外的に宣言しています。

上記規程に基づき、本部に情報管理最高責任者、

各部店にそれぞれ情報管理者を置き、所属従業員に対する取扱手順や安全対策の徹底をはかるなど、お客さまの情報の厳正な取扱いと管理の実践に努めています。さらに、お客さまの情報漏洩防止の最大の安全管理措置は従業員に対する教育であることから、研修計画に基づき情報管理の研修を実施しています。

当行は、お客さまの情報の保護・安全管理が「信用」の源泉であることを自覚し、今後とも万全な情報管理に努めます。

指定紛争解決機関

● 銀行に関するご相談・ご照会・ご意見・苦情の受付窓口

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日および銀行の休業日を除く）

当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会（連絡先：全国銀行協会相談室）

☎ 0570-017109 または ☎ 03-5252-3772

（通話料有料）

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢

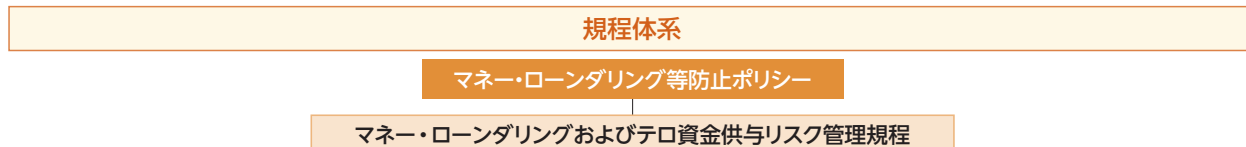
■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢の高度化に向けて

国際的なテロの脅威の高まりや、犯罪者集団、テロリストによる資金移転の広域化および国際化等が見られるなか、金融機関等にはマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン等」という）の防止

が国際的にも強く要請されています。

当行はマネロン等の防止を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、実効性のあるリスク管理態勢を構築し、さらなる高度化をはかっています。

組織体制	
マネロン対策会議	頭取を議長とし、常務役員および関連各部の部長で構成。マネロン等の防止にかかる問題事例等の報告、必要な対応方針の協議、担当部への指示等。
第1線（営業部店）	マネロン等防止対策にかかる方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施する。
第2線（リスク管理部、事務部）	第1線の自律的なリスク管理に対して牽制を行うと同時に情報の提供や質疑への応答等。
第3線（監査部）	マネロン等の防止にかかる対応が実効性を有しているか、第1線と第2線が適切に機能しているかなど、独立した立場から定期的に監査する。



■ リスクベース・アプローチ

マネロン等対策におけるリスクベース・アプローチとはマネロン等リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するためにリスクに見合った対策を講ずることをいいます。当行では、リスクベース・アプローチにより策定したリスク低減策についてリスク評価書としてまとめ、各営業部店が実務を行ううえでの指針としています。

健全なお客さまに提供する当行の各種商品・サービスを犯罪者等によって悪用されるようなことは決してあってはなりません。当行は、マネロン等防止に向けたリスク管理態勢のさらなる高度化をはかり、その社会的責任を果たしてまいります。